

【審査基準】

法令名	条項名	処分の概要
道路交通法 【昭・法35-105】	84-1	運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
	94-2	免許証の再交付
	99-1	指定自動車教習所の指定
	99の2-4	技能検定員資格者証の交付
	99の3-4	教習指導員資格者証の交付
	101-6	免許証の更新（適正検査により判断する場合以外の場合）
	101の2-4	更新期間前における免許証の更新（適正検査により判断する場合以外の場合）
	104の4-3	申出による免許の付与
	104の4-6	運転経歴証明書の交付
	107の7-3	国外運転免許証の交付
	108の4-1	指定講習機関の指定
	108の32の2-1	運転免許取得者教育の認定
	108の32の3-1	運転免許取得者等検査の認定
道路交通法施行令 【昭・政35-270】	32の7②	19歳から大型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
	32の8②	19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
	33の5の3-1①ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許にかかるとにに限る。）
	33の5の3-2①ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものにに限る。）
	33の5の3-4①ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものにに限る。）
	34-2	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
	34-4	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
	34-5	19歳から牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
	34-7	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種運転免許以外の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
	34-8	19歳から牽引第二種免許の第二種免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
34-10	普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	
道路交通法施行規則 【昭・規35-060】	30の13-1	運転経歴証明書の再交付
技能検定員審査等に関する規則【平・規06-003】	5-2	技能検定員審査合格証明書の再交付
	8-1	技能検定員資格者証の再交付
	13-2	教習指導員審査合格証明書の再交付
	16-1	教習指導員資格者証の再交付

【処分基準】

法令名	条項名	処分の概要
道路交通法 【昭・法35-105】	90-5	運転免許の取消し、効力の停止
	90-6	運転免許の取消し
	90-9	運転免許を受けることができない期間の指定
	90-10	運転免許を受けることができない期間の指定
	91	運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
	103-1	運転免許の取消し、効力の停止
	103-2	運転免許の取消し
	103-4	運転免許の取消し、効力の停止
	103-7	運転免許を受けることができない期間の指定
	103-8	運転免許を受けることができない期間の指定
	104の2の3-1	運転免許の効力の停止
	104の2の3-3	運転免許の取消し、効力の停止
	107の5-1	自動車等の運転禁止
	107の5-2	自動車等の運転禁止
	107の5-9	自動車等の運転禁止
	108の32の2-5	運転免許取得者教育の認定の取消し
	108の32の3-2において準用する108の32の2-5	運転免許取得者等検査の認定の取消し